


# 自治基本条例の法的意義及び形式について

奈須祐治  
佐賀大学経済学部  
准教授



憲法・法律・条例にはどのような違いがあるのか？

# 日本国憲法

前 文

第1章 天 皇(第1条～第8条)

第2章 戦争の放棄(第9条)

第3章 国民の権利及び義務(第10条～第40条)

第4章 国 会(第41条～第64条)

第5章 内 閣(第65条～第75条)

第6章 司 法(第76条～第82条)

第7章 財 政(第83条～第91条)

第8章 地方自治(第92条～第95条)

第9章 改 正(第96条)

第10章 最高法規(第97条～第99条)

第11章 補 則(第100条～第103条)

# 憲法

- 正式名称は「日本国憲法」
- 形式的には帝国議会、実質的には主権者である国民が制定
- 単一の成文法典
- 1946年11月3日公布、1947年5月3日施行
- 前文及び103箇条で構成
- 国の最高法規の地位を占める

## 憲法上の立法権の根拠規定

41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

56条2項 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

# 法律

- 憲法41条に基づき、国会が制定する。
- 約1800本(2001年現在)
- 国家を円滑に運営していくための、様々な領域において定められるルール。
- 法形式的には、憲法の下位にある(←  
**憲法98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。**)。

## 憲法・法律上の条例制定権の根拠規定

憲法94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法14条1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

# 条例

- 憲法94条、及び地方自治法14条1項に基づき、各自治体議会が制定する。
- 自治体を円滑に運営していくための、様々な領域において定められるルール。
- 法形式的には、憲法及び法律の下位にある(憲法94条 地方公共団体は、……法律の範囲内で条例を制定することができる)。



# 〈憲法－法律－条例〉の関係

基本的な序列

憲法→法律→条例

ただし、法律を実施する政令の場合とは異なり、条例は法律の内容を実施、具体化するためのものではなく、中央政府とは区別される自治体独自のルール

⇒憲法94条の「法律の範囲内」というのは、条例が全国的に妥当する法律の効力を阻害しないことを求めるにすぎないし、最近では条例の規律対象を広範に理解する傾向がある。

# 自治基本条例の法的位置付け

一般には、自治基本条例は自治体の憲法、最高規範と位置づけられる(→ただし、「まちづくりの最高規範」とされることも)。

## 憲法の基本的特質と自治基本条例への含意

憲法には以下の3つの機能がある。

- ①国家的理念の表明
- ②統治機構の制度設計
- ③統治権力の抑制による人権保障

⇒自治基本条例も同様の機能？

## 自治基本条例における「前文」の機能

日本国憲法の前文は、日本国の理念、理想、目指すべき方向性を掲げたものであり、まさに「①国家的理念の表明」という機能を果たす。

⇒自治基本条例においても、前文は同様の役割（当該自治体の理念の表明）をもつことになると思われる。